

刈谷市病児保育事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内の私立保育所（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第35条第4項により都道府県知事が認可している保育所をいい、都道府県及び市町村以外の者が運営するものに限る。以下同じ。）を運営する事業者（以下「事業者」という。）に対し、同法第6条の3第13項に規定する病児保育事業に係る費用の一部を補助することにより、保護者の就労と育児の両立を支援するとともに、安心して子育てができる環境を整備し、もって児童の福祉の向上を図るために交付する刈谷市病児保育事業費補助金（以下「補助金」という。）に関し、刈谷市補助金等交付規則（昭和44年規則第29号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業)

第2条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、事業者が病児保育事業の実施について（令和6年3月30日付けこ成保第180号こども家庭庁成育局長通知）に定める病児保育事業実施要綱（以下「国実施要綱」という。）4（1）に基づき、市内に所在する私立保育所において、市内に住所を有する病気の児童（生後6月から小学3年生までの児童に限る。）を一時的に保育する事業とする。

(補助対象経費)

第3条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業の実施に要する費用とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第11条に規定する子どものための教育・保育給付その他の事業により補助の対象とされる費用については、補助対象経費としない。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、補助対象経費の額から利用者負担額その他の収入額を控除した額と子ども・子育て支援交付金の交付について（令和5年9月7日付けこ成事第481号こども家庭庁長官通知）に定める子ども・子育て支援交付金交付要綱の補助基準額（以下「補助基準額」という。）のいずれか少ない額とし、その額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、予約受付を行うシステムに係る費用を補助対象経費に含む場合は、補助基準額に当該費用の額（当該額のうち補助基準額に含まれる部分の額を除く。）を加えた額を補助基準額とみなして同項の規定を適用する。

（交付の申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、別に定める日までに、刈谷市病児保育事業費補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（1）刈谷市病児保育事業計画書（様式第2号）

（2）補助対象事業に係る収支予算書

（3）補助対象事業の実施の概要が分かるチラシの写し

（4）国実施要綱6（1）に定める看護従事者及び保育従事者の履歴書の写し及び資格者証の写し

（変更交付の申請）

第6条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助決定者」という。）は、当該決定に係る内容を変更しようとするときは、別に定める日までに、刈谷市病児保育事業費補助金変更交付申請書（様式第3号。以下「変更交付申請書」という。）に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（変更交付の決定等）

第7条 市長は、変更交付申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、刈谷市病児保育事業費補助金変更交付決定通知書（様式第4号）により当該変更交付申請書を提出した者に通知するものとする。

（実績報告）

第8条 補助決定者は、補助対象事業を実施した年度の末日までに、刈谷市病児保育事業費補助金実績報告書（様式第5号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（1）補助対象事業に係る収支決算書

（2）国実施要綱6（1）に定める看護従事者及び保育従事者の出勤簿の写し

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。